男女共同参画・ささえあいのまちづくりのために
～あなたの視点で男女共同参画～

香美市では、性別に関係なく市民の個性と能力を生かし、一人ひとりが自分の生き方に責任をもてるような社会づくりを基本理念とし、本年3月に「香美市男女共同参画プラン」を策定しました。（プランは、平成20年4月1日から実施し、3年ごとに見直しを行います）

※プランの内容を一部抜粋し、ご紹介します。

わたしたちにできること

男女共同参画を推進するための５つの柱（下の図）に基づき、さまざまな生活の場面でわたしたち市民ができること、また、行政が果たすべき役割について、考えてみました。

家庭で

●家族がお互いに感謝と思いやりの心を大切にする。

●協力して、家事・育児・介護などを分担する。

●性別にとらわれず、子どもたちの個性を伸ばす。（持ち物や服装の選び方、進路など）

《行政の役割》

●家族が協力できるように、料理教室・育児教室・介護教室などを充実させる。

●保育園の待機児童の完全解消や、一時預かりなど、子育て支援策の充実に努める。

●審議会等、意思決定の場への女性の参画を推進する。

●出産や育児の不安を解消し、安心して出産・育児ができる相談体制を整える。

保育園・学校で

●保育園・学校での教育内容に関心をもって、参観日などに出かけるようにする。

●保育園・学校と連携して、地域で子どもたちを育てる取り組みを進める。

《行政の役割》

●子どもたちに、いろいろな角度から男女平等や人権について考える機会を設ける。（男女平等を考えることができる資料を作成して配布する）

●保育士・教職員が男女共同参画について、学校内外での研修に取り組み、お互いに意見交換できる場を設ける。

●学びの場で、それぞれの年齢に応じた、適切な性教育を実施し、授業内容を充実させる。

職場で

●雇用・配置・登用などについて男女均等を進める。

●職場内での相手の呼び方に注意する。（名前の呼び捨てなど）

男女共同参画を推進するための5つの柱

- 個人として能力を発揮できる機会の確保
- 対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画する機会の確保
- お互いに協力し、家族としての役割を果たし、仕事・学習・地域活動が両立できる環境整備
- 国際的な流れを認識し、相互に協力した取り組み
- 性別による固定的な役割分担意識（ジェンダー）※に基づく制度や慣行の改善
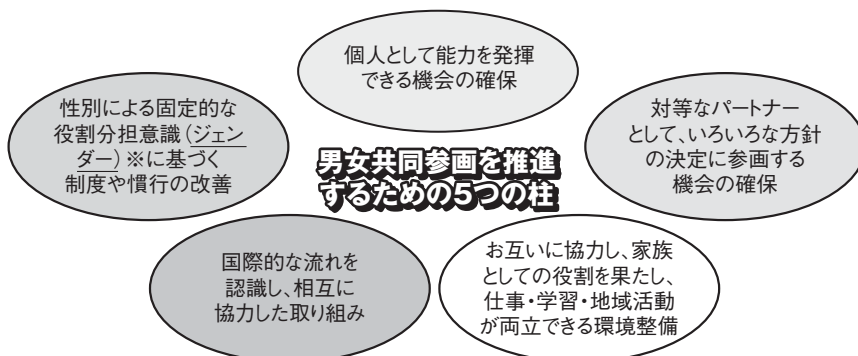
●女性軽視・蔑視やセクシャル・ハラスメント（※）などのない職場づくりを進める。
●女性や農業後継者を、経営のパートナーとして位置づけ、家族経営協定（※）をつくる。

《行政の役割》
●安心して妊娠・出産・子育て・介護などができる職場環境の整備を進めるために、関係機関と連携して情報提供などを行う。
●農家の家族経営計画を応援するために、広報活動や情報提供などを行う。

●モデル事業所の設置を推進し、女性の人材育成を支援する。

地域で

●地域における世代間交流の機会を増やす。
●子育てや介護・介護予防などについては、地域全体で支え合う。
●地域のボランティア活動に男性が積極的に参加する。

《行政の役割》
●市の審議会や協議の場へ女性の登用を推進する。（目標は40％以上）
●女性の社会参画を推進するため、公共施設等への授乳室・おむつ交換台などの整備を進める。（行政窓口へのベビーベッドや、女子トイレだけでなく、男子トイレへのおむつ交換台の設置などを検討する）
●地域のボランティアを育成するため、広報活動や研修機会などの提供を行う。

男女共同参画の用語説明

◆ジェンダー
文化的・社会的につくられた男女の性の違いを「ジェンダー」という。生物学的な機能や生殖能力の違いを表す「セックス」と区別して使う。

◆セクシャル・ハラスメント
「相手の意に反する性的言動」という意味で、職場や学校等で起きる性的いやがらせを指す。性的な言動に対する相手方の反応によって不利益を与え、または性的な言動により相手方の生活や環境を害すること。

◆家族経営協定
家族経営が中心の日本の農業において、経営の方針や一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、それぞれの意思を尊重しながら、家族みんなで話し合って取り決める「家族のルール」を文書化すること。

◆ドメスティック・バイオレンス（DV）
配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力をいう。直訳は「家庭内暴力」だが、法的に婚姻関係がなくても恋人同士にも使われる。

男女共同参画プランを配布

今回、内容を一部抜粋してご紹介しましたが、『香美市男女共同参画プラン』を、市役所本庁舎および市の出先機関で配布しています。『男女共同参画』について考えてみましょう。プランを見て、日常生活の中で

【問い合わせ先】
ふれあい交流センター　☎53－2631

相談窓口を紹介します

◆こうち男女共同参画センター「ソーレ」
（男女共同参画、女性の悩み、男性の悩み、セクハラ、DVなど）
☎088－873－9100

◆香美市立ふれあい交流センター
（男女共同参画など）
☎53－2631

◆香美市福祉事務所
（DV、児童虐待など）
☎53－3117

◆少年育成センター
（青少年の相談など）
☎53－1083

◆香美市健康づくり推進課
（出産・育児相談など）
☎59－3151